

# 令和6年美郷町議会議事録

## 第4回 定例会 (第3号)

|   |              |                       |       |      |         |       |
|---|--------------|-----------------------|-------|------|---------|-------|
| 招集年月日   | 令和6年 11月 29日 |                       |       |      |         |       |
| 招集の場所   | 美郷町役場議会議場    |                       |       |      |         |       |
| 開会日時<br>及び宣告  | 開会           | 令和6年 12月 9日 午前 9時30分  |       |      |         |       |
|   |              | 議 長 原 克 美             |       |      |         |       |
|   | 閉会           | 令和6年 12月 9日 午前 11時49分 |       |      |         |       |
|   |              | 議 長 原 克 美             |       |      |         |       |
| 応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員<br><br>出席 11名<br>欠席 0名<br><br>凡例<br>○出席<br>△欠席<br>×不応招<br>○△公務欠 | 議席番号         | 氏 名                   | 出席等の別 | 議席番号 | 氏 名     | 出席等の別 |
|   | 議長<br>(6)    | 原 克 美                 | ○     | 8    | 藤 原 修 治 | ○     |
|   | 副議長<br>(7)   | 福 島 教 次 郎             | ○     | 9    | 山 本 幹 雄 | ○     |
|   | 2            | 牛 尾 博 文               | ○     | 10   | 籾 根 正 一 | ○     |
|   | 3            | 藤 原 み どり              | ○     | 11   | 佐 竹 一 夫 | ○     |
|   | 4            | 日 高 学                 | ○     | 12   | 西 嶋 二 郎 | ○     |
|   | 5            | 中 原 保 彦               | ○     | △    | △       | △     |

|  |             |                            |         |       |
|--|-------------|----------------------------|---------|-------|
| 会議録署名<br>議員                                  | 5番          | 中原保彦                       | 7番      | 福島教次郎 |
| 地方自治法第<br>121条によ<br>り説明のため<br>出席した者の<br>職・氏名 | 職名          | 氏名                         | 職名      | 氏名    |
|  | 町長          | 嘉戸隆                        | 住民課長    | 志村幸恵  |
|  | 副町長         | 山根啓史                       | 健康福祉課長  | 石田圭司  |
|  | 教育長         | 阿川俊治                       | 産業振興課長  | 行田将士  |
|  | 総務課長        | 中原輝文                       | 美郷バレー課長 | 安田亮   |
|  | 企画推進課長      | 行田綾子                       | 建設課長    | 三上智央  |
|  | 情報・未来技術戦略課長 | 佐竹一輝                       | 大和事務所長  | 吉村猛   |
|  | 美郷暮らし推進課長   | 永妻孝司                       | 教育課長    | 旭林修範  |
|  | 会計課長        | 森原健次                       |         |       |
| 職務により議会に出席<br>した者の職・氏名                       |             | 議会事務局長 井原武徳<br>議会事務局員 大畑真紀 |         |       |
| 議事日程   |             | 別紙のとおり                     |         |       |
| 会議に付した事件                                     |             | 別紙のとおり                     |         |       |
| 会議の経過  |             | 別紙のとおり                     |         |       |

# 令和 6 年美郷町議会第 4 回定例会議事日程 (第 3 号)

令和 6 年 1 2 月 9 日 (月) 午前 9 時 3 0 分 開会

| 日程 | 事 件  |
|----|--|
| 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 2  | 一般質問   |
| 3  | 委員会審査報告及び質疑  |
| 4  | <p>議案の討論及び表決</p> <p><b>【条例案】</b></p> <p>議案第 6 9 号 美郷町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第 7 0 号 美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p><b>【予算案】</b></p> <p>議案第 7 1 号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算 (第 7 号)</p> <p>議案第 7 2 号 令和 6 年度君谷診療所特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 7 3 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 7 4 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 7 5 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)</p> <p>議案第 7 6 号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>議案第 77 号 令和 6 年度美郷町下水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 78 号 工事請負契約の締結について</p> <p>議案第 79 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について</p> |
| 5 | <p>発委の上程、説明、質疑、討論及び表決</p> <p>発委第 4 号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則について</p>   |
| 6 | <p>委員会の継続審査調査付託</p>  |

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全議員出席であります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番・中原議員、7番・福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告1、8番・藤原議員。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

皆さんおはようございます。8番・藤原でございます。議長の許可をいただきましたので、私の方からは、1点ばかり質問させていただきたいと思っております。カヌー競技場を、町づくりにどうかされますかという質問であります。今年10月に信喜地内にカヌー競技場が完成し、対岸の375号からの景観が江の川の絶景ポイントといえる施設が誕生をいたしました。広い敷地の中にバリの町らしい競技場のクラブハウスがある景観は、他に類を見ないものとなっております。11月には竣工記念大会が開催され、教育関係者の施設認知向上につながりました。また、産業祭の同施設での開催は、町民のカヌー振興に対する機運を高める役割を果たしたと感じました。この施設は、競技場としての活用はもちろん、それ以外の活用による可能性も考えられる施設になると思われれます。美郷町では町の強みをいかした町ちづくりが掲げられ、カヌーの町づくりもその一つであり、町長が目指される2つのビジョン「活気あふれる明るい町」、「町外と活発な交流のある町」に向け、町づくりの新たな展開が大いに期待されます。競技者にとって魅力的なコースと言われ日本でも有数の競技場と言われるこの施設を、今後の町づくりにどうかすのか、以下のことについて、お伺いをしたいと思います。1点目としまして、日本での有数の競技場環境という優位性をいかして、全国からの大学生競技者が集う定期大会を開催し、育てていく考えはありませんでしょうか。2点目といたしまして、今後、大学等の合宿誘致を目指すと言われておりますが、宿泊環境や食事の対応はどのように考えておられますか。3点目としまして、カヌー振興の機運が高まれば、高校カヌー部の寮施設を創設したいと言われておりますが、設置に向けての検討を始めるべきだと思いますがいかがでしょうか。4点目としまして、カヌー以外のスポーツや施設の個性をいかした、バリフェスティバルでの利用など、滞在人口、活動人口の拡大に対する考えをお伺いしたいと思います。以上4点よろしくお願ひいたします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。それでは、藤原修治議員のカヌー競技場を町づくりにど

ういかされますかについてお答えをいたします。町が推進しておりますカヌーの町づくりにご理解をいただき、また、前向きなご提案をいただきありがとうございます。まず1点目について、お答えをいたします。今回整備をいたしました、美郷町江の川カヌースプリント競技場の競技コースとなる江の川は左右を山に囲まれ、横風を受けにくいという地形の特性により、競技に適した環境が整った天然のコースです。全国でも数少ない、直線で1000メートルのコースも設置することが出来、国際大会の開催も可能となります。隣接する広い敷地には、たくさんの仮設テントの設置や駐車スペースを確保でき、大きな大会の開催も十分可能となっています。大学生競技者が集う定期大会の開催につきましては、私自身も同様の構想を持っております。美郷町には、美郷カヌークラブそして邑智中学校のカヌー部、そして、島根中央高校カヌー部というところでジュニアから高校のところまでは、しっかりした育成システムが整っておりますけれども、やはりピースとしてほしいのは、プラス大学生が集うような部分じゃないかなということで、私も同じような考えを持っております。先月開催いたしました竣工記念大会には、初めてとなる全国規模の大会開催の試みではありましたが、6大学から41名の大学生にも参加をしてもらいました。出雲駅伝を例にしますと、出雲駅伝は1989年に創設され、それ以降は、それまでに開催されておりました箱根駅伝と全日本大学駅伝と合わせ、日本の大学3大駅伝と言われるようになりました。美郷町での大学生を対象としたカヌースプリント競技大会を創設し、大学生競技者の主要大会の一つと位置づけられ、主要スプリント競技大会と言われるような大会の定期開催化が実現できれば、カヌー競技を通じた滞在人口・活動人口の飛躍的な拡大が見込まれるものと考えます。先日、福井竜夫島根県カヌー協会会長とともに、東京の日本カヌー連盟を訪問し、石井沙織常務理事、全日本学生委員会の本田宗洋委員長、事務局長の岩上禎宏常務理事にお目にかかりました。面談の中では、整備をいたしましたカヌーレ IMAI の概要の説明と、カヌーのスプリント競技にかかる活用、特に大学生を念頭に置いた大会の誘致の可能性について、ご相談を行いました。定期開催の実現に向けましては、開催時期や対象とする大学、競技種目、滞在にかかる費用や宿泊施設などに加えて、主要な大会を開催する全国の競技場では、自動発艇装置が標準装備となっていることなど、施設整備の必要性など、ご助言をいただいたところです。今後、これらを踏まえまして、大学生競技者が集う定期大会の開催の検討をしてみたいと考えております。2点目についてお答えをいたします。カヌー合宿誘致に関しましては、このたび、カヌー合宿パンフレットを新たに作成をいたしました。このパンフレットは、竣工記念大会で、参加団体に配布をさせていただいておまして、今後も様々な方法で、合宿の誘致を図ってまいりたいと思います。カヌー合宿のパンフレットには、町内宿泊施設を利用する8人以上の町外団体に対し、1人1泊当たり上限2000円の宿泊助成、カヌー艇の保管料、トレーニングルーム、更衣室、シャワールームが、全て無料で利用できるといった宿泊パッケージとして掲載をさせていただいております。また、大学生からの相談にも対応する体制を、役場側でも整備していることなどをお知らせをしております。行政報告でも申し上げましたが、早速、同志社大学カヌー部が12月6日から本日までの4日間このカヌー合宿助成事業を活用して合宿を行われております。現状、町内の宿泊環境につきましては、数十人規模の合宿需要には、十分応えることができると考えています。ただし、ある程度時間に自由がきいたり、自炊ができるような空き家を利活用した宿泊施設を望む声も聞いておりますの

で、より良い宿泊環境の整備に向けた検討も行ってまいりたいと思います。先日の日本カヌー連盟訪問の際に、学生の合宿誘致において、移動時間の問題や交通費の負担等が課題であると認識をいたしました。また、全国の主なカヌースプリント競技会場設置自治体では、先ほど申し上げましたカヌー合宿補助金と同様の補助制度をほとんどのところが既に実施をされているという実態もわかりました。美郷町としましては、今後、より多くの大学生やカヌー競技者に、美郷町を訪れてもらうために、合宿費用の助成内容について、従来の宿泊助成の改良や、美郷町までの交通費や食事面なども含めた総合的な支援策となるような施策を、今一度検討してまいりたいと考えております。3点目についてお答えをいたします。令和6年第1回定例会での西嶋議員からの一般質問に対しまして、島根中央高校カヌー部の寮を、美郷町内に設置することを検討するにあたりましては、川本町や島根県教育委員会などの関係機関の賛同や、協力の必要性、そして何より重要なのが、町民の理解や機運が盛り上がることだとお答えをさせていただきました。町民の理解や機運の盛り上がるの面で申し上げますと、カヌーレ IMAI 竣工により、大いに前進したものと思います。浜原連合自治会には、竣工記念大会のオープニングイベントとして、浜原太鼓をご披露いただき、大会を大いに盛り上げていただきました。また、施設見学会を、11月3日に浜原連合自治会、12月3日に潮・曲利連合自治会が開催をされており、地元地域住民に大きな関心を持っていただいております。産業祭では、島根中央高校カヌー部による日本一の高校生によるカヌー紹介とデモレースを開催して、カヌースプリント競技を披露し、来場されました多くの町民の皆様、島根中央高校カヌー部そして、カヌー競技への理解を深めていただきました。議員おっしゃるとおり、カヌーレ IMAI 工後、町民の理解や機運は高まってきていると感じております。財源の問題等課題もありますが、島根中央高校のカヌー部の寮もしくは、島根中央高校カヌー部員だけでなく、幅広い用途に使えるような合宿場所としての機能を持たせた複合的な施設の建設の可能性も含めまして、令和7年度に調査検討を行わせていただければと考えています。4点目についてお答えをいたします。カヌーレ IMAI は、インターハイや国民スポーツ大会でのカヌースプリント競技場として整備を行ったところです。ふだんは邑智中学校や島根中央高校カヌー部の生徒の練習拠点として活用しております。子どもたちの大会に向けた練習やスプリント競技大会の開催といったカヌー競技としての環境を最優先としてまずは考えていく必要があります。その上で、竣工式以降、カヌー競技以外に、カヌーレ IMAI を会場としていたイベントとしましては、10月13日のバリフェスティバル、11月10日の産業祭といったイベントを開催いたしました。ともに多くの来場者にお越しをいただき、盛大なイベントを開催をさせていただきました。カヌーの競技場としての施設としてはもちろんバリの町という観点からも、イベントに参加していただきました。たくさんの方から評価をしていただいております。特に、バリに関して言えば、バリフェスティバルで演奏したり、踊ったりした出演者からは、大変好評をいただいております。「雰囲気非常がいい」「もう一度、あのステージで演奏したい」「また、イベントを開催していただきたい」といったような声を多数いただいております。バリの町づくりの観点からも、カヌーレ IMAI は、多くのバリファンの心に響き、日本のバリの聖地として、関係者から高い評価をいただいているものと認識をしております。バリの町づくりにおきましても、この施設は十分活用できるものと考えております。また、隣には広い空き地があることから、様々な野外イベントも開催

できると考えています。様々な可能性を検討し、滞在人口・活動人口の拡大を目指してまいりたいと思います。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

お答えをいただきましてありがとうございます。本当に立派な施設が出来まして喜んでおりますけど、先ほど町長の答弁の中です、主要な大会競技では、自動発艇装置が標準装備であるというようなお答えを今いただきましたけど、自動発艇装置とはいったいいかなるものなののでしょうか。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

それでは、お答えをいたします。まず自動発艇装置でございますが、この自動発艇装置は、カヌースプリント競技のスタートライン、競技者横一線に並ぶわけですが、その横一線に並ぶレースの公平性を保つために、水中に機材を各レーンごとに設置をいたしまして、そこに、カヌーの先端を押し込んで、一斉にスタートをする、そういった用途の装置になっております。日本カヌー連盟さんのホームページ等で確認をいたしますと、この自動発艇装置というところですが、スターティングブロックという表現をされています。各艇がレース一斉にスタートする、そのレースの公平性を保つためのスターティングブロック、そういった機材、これが自動発艇装置でございます。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

レースの公平性を保つためだということでありまして、なるほどなと思いましたが。それで、インターハイ来年ですわね。来年の8月上旬ではなかったかと思えますけど、時間がありません。この自動発艇装置を設置するにつけてです、何ら予算も上がってませんが、どのようにお考えでしょうか。設置について。

●原議長

番外、教育課長。

●旭林教育課長

お答えをいたします。この自動発艇装置につきましては、現在、来年8月1日から行われますインターハイに向けて、県と協議を進めているところでございます。現在は、この自動発艇装置購入に向けたこの協議を検討進めている段階でございます。また、この自動発艇装置、どうしても、その発注を行ってから製造という期間が必要になってまいりますので、おおむね製造を開始して、納品というところまで、4カ月程度少なくとも期間を要するといったことを、この製造会社、取次ぎ店のほうからは、確認をしております。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

すいません。少し補足をさせていただきます。先ほども申し上げましたように、日本の主だった大会では、この自動発艇装置っていうのが、もう標準装備されてるといのは、先日、日本カヌー連盟を訪問させていただいた時に、申し訳ありませんけど、初めて私も認識をいたしまして、当然のことながらインターハイ、そして国民スポーツ大会というものも自動発艇装置を使ってスタートしてるということだそうです。パリオリンピックでも使われているそうです。それで、実はこの自動発艇装置を保有をして、大会ごとに設置をして使っていくという方法と、あとレンタル、リースによってその都設置をして、大会で開催していくという2つの方法がありましてですね。来年のインターハイに関しましては、当然自動発艇装置が必要だということはわかってましたので、ただし、インターハイと国スポぐらいかなと思ってたんですけど、大きな大会を開こうとしたら必要だということがわかりましたので、今至急検討しているところです。といいますのも、自動発艇装置そのものは、3千2,3百万ぐらいかかるそうです。これに対してですね、1回レンタルリースをしますと、800数十万ぐらいかかりますので、800万から900万ぐらいと聞いておりますので、3、4回使えば、元が取れる、というふうな計算でありますので、リースで2回使うのか、もう保有をして、大会を幾つも開いた時に使うのかということで、保有したほうがいいんじゃないかということで、今、至急県にも相談しながら、県としても補助していただけるような用意ができるか検討していただけるかどうかということも含めまして、今、協議中でございます。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

自動発艇装置なるものですね、必要だったということが、分からずにずっと進んでこられて、この間行かれて初めてわかったということだと思いますけど、今聞いてみるに、3200万ぐらいということですよ。リースで800万から900万ということをおっしゃったけど、当然ですね、これからいろんな大学生を集めた競技とか、そういったものを目指すのであればですね、当然もうリースよりは、買われたほうが当然いいと思います。それで、県のほうにもですね、働きかけて十分な支援、援助をお願いをしてですね、有利な導入を図っていただきたいと思います。それで、先般、町長、私これ質問出したのが、11月の22日に出しました。行政報告を見ましたらですね、その5日後に、27日ですか、出向かれたと。日本カヌー協会ですかいね。非常に、もう既に、そのことを想定して動かれとったということがわかったわけでありまして、日本カヌー連盟全日本学生委員会へ尋ねられたときですね、その手応えといいますか、状況、少しお聞かせください。

●原議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

実際には、私と島根県カヌー連盟と共同で訪問したということになっております。それで手応えということなんですけども、先方の役員さんが、まさに、大会運営等の責任者にあたる方でいらっしゃいますし、また同席された方が、全日本の学生連盟がございましてですね、学生の大会を仕切っていらっしゃる責任者でもありますので、一番日本のカヌー協会では、実務的に責任ある方と突っ込んだ意見交換が出来たというふうに思っております。その中で、非常にいい施設が出来たということは認識をいただきまして、全国でこう見てますとですね、4つか5つぐらい競技場を、全日本レベルの大会を回されておられます、東日本とか、中日本とか、四国とか、あと、兵庫県ですかね、というところですので、十分持ち回りで全日本クラスの大会を開くような可能性としては十分考えられるなというふうに思いました。それと、一方で、この大学生の大会の誘致を行った時には、今の自動発艇装置のところは、まさに典型例なんですけども、必須だとは考えておりませんでしたけども、実は、現代のカヌースプリントレースの大きい大会では、もう必須のものだということもわかりましたので、こちらとして、環境を整備しなければいけないポイントというところも明らかになったというふうに思っております。ですので、手応えとしましては、詳細なところまで、現状の認識、どういうふうな整備を行わなきゃいけないかというふうな認識が明らかになったということと、日本カヌー連盟のほうも、非常に好意的に受け止めていただいて、いろんな可能性につきまして意見交換もさせていただきましたので、今後、どういうふうに進めていくかというところでは、相談にも乗っていただけるものというふうに思っております。

## ●原議長

8番、藤原議員。

## ●藤原修治議員

今お話を聞きますとですね、非常に好意的に受け止めていただいとるということでもありますので、大いに期待をしております。それで2点目の大学等の合宿誘致を目指すという中においてですね、今2000円の宿泊助成が入ってるわけでありまして、施設利用の無料化がパッケージ化されておるわけでありまして、やはり、関西より向こう関東あたりの大学を呼ぼうとするとですね、やはり、距離が長い、運賃がかかるというようなこともあろうかと思えますので、そういった面で、新たな合宿パッケージということを言われましたけど、この新たな合宿パッケージ、イメージ的にどのようなものになるわけですか。

## ●原議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

まだ検討中ですので、こういうふうにと決まったわけじゃありませんので、そのところは、差し引いてお聞きいただきたいと思いますけども、一つは宿泊助成に関して言えば今、麻布大学の学生向けへの宿泊助成というふうなこともやっておりますので、こういったところと歩調を合わせてどういうふうに進めていくかという点が一つですね。この宿泊助成以外にですね、考えられる今検討しておりますのは、一つが長期滞在助成ですね。例えば、1日だけで滞在助成っていうのはあれかもしれませんが、例えば3

日以上とか1週間以上いらっしゃる場合には、みさとと。PAYにポイントをつけてあげて、1日あたり500円とか1000円とかっていうふうな滞在補助のような形が出せないかということは、検討してまいりたいと思います。そうすることによって、当然、ポイントがつくということは、美郷町内でしか消費しないポイントをつけることになりますので、大学生が来てくれて、町内のお店とか飲食店に足運んでいただいて、町民とも交流ができるような仕掛けにもなるんじゃないか。美郷町のことを知ってもらうことにもなるんじゃないかということで、滞在の補助のような考え方の制度が出来ないかというのが一つです。それと、ここまで来るのに、関西、関東の大学から来た時には飛行機で来るか、あるいは新幹線等で来られるか、いずれにしましても、空港とか駅から美郷町まではどうやってくるのかっていう交通のところがありますので、例えば公共交通で来られるときには、片道分持ってあげるとか、あるいはレンタカーを利用される場合には、どこかのレンタカーの会社と連携をしまして、少し安いような助成、補助が出来ないかとかですね、こういった辺りを今検討してるところでございます。場合によりましては、新年度のところの予算案の中に、そうした補助を拡充するというふうな予算を入れさせていただくかもしれませんけども、今、12月の段階ですので、まだ固まっているものはございません。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

いろいろアイデアを練っておられるというようなことをお聞きしましたけど、さっきのお答えの中でですね、みさとと。PAYカード、このアイデアですね、これ私、非常に大賛成ですね。やはり、これまでは2000円の助成はですね、帰られた後、交付申請をして口座に振り込むということで、向こうで2000円分が消費されるということでありまして、来られてすぐペPAYカード辺りを渡す。あるいはですね、今アプリが、この携帯の方でね、ありますんで、そういったもんにも入れていただくと、この間も300円、産業祭の時につきましたんで、私も入れましたけど、そういった感じでですね、PAYカード、あるいは、PAYアプリのほうに入れていただいて、町内消費につなげていくということが大変いいアイデアだと思いますんで、是非ともですね、これ産業課サイドになろうかと思いますが、導入していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

このPAYカードの活用に関しまして、やはり、今町長の答弁で申しましたが、町内消費を促すという点が、意義がある点でございますので、積極的な活用考えて今後も検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

ぜひとも、そのようになればと思っています。それで、3点目ですけど、高校のカヌ

一部の寮のことであります。このことにつきましてはですね、今年の3月定例会、西嶋議員のほうからですね、今は、向こうからこっちに来られて練習して、また向こうへ帰られるというパターンなんですけど、もうここで、あればですね、当然、朝練なんかも出来ます。高校に行って帰ってすぐ、体をきれいにしてお食事もできる。勉強にかかれるということで、私もですね、この寮を、こちらにあったほうが絶対いいんじゃないかと思えます。そういった提案が、西嶋議員からありまして、町長の答弁では、住民の方のですね、機運が高まれば検討してみたいというようなことでありましたが、先ほどのお答えを聞きますとですね、ちょっと考え方が、もっと幅広い考え方というふうに受け止めさせていただきました。幅広い機能を持たせた合宿所的なものという言い方だったやに思いますが、当然、高校の寮もあると。例えばイメージ的にですね、2階に高校の寮、1階には、合宿所、それは、カヌーだけではなくてですね、今、麻布大学の子もさんらもおられますんで、そういった方々もですね、そこへ宿泊して利用できるというような施設、ものですね。私これ今日の質問の中でね、この検討というのがね、一番じゃないかと思えます。全国規模の大学生を集めた大会、このことについては、もう町長、福井県議、県のカヌー協会の会長と一緒にですね、色々動かしておりますんで、進んでおりますけど、今示されたですね、この新たな合宿所を検討したいということでありまして、イメージ的にも言われましたけど、町長、今考えられとる具体的なイメージ、もうちょっと突っ込んでですね、お聞かせいただきたいと思えます。

#### ●原議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

まず、もともとの出発点は、島根中央高校のカヌー部の部員の寮が美郷町内、もしくは、カヌーレ IMAI に近いところであれば、非常にカヌー協議の練習に打ち込める環境がより一層よくなるんじゃないかというところが出発点だと思います。それで、今、島根中央高校のカヌー部が大体30名前後ぐらいだと思います。半分か、あるいは半分以上だったかと思いますが、県外生ということになりますので、おそらく今の人数で言えば15名前後ぐらいが、寮に入る潜在的な人数じゃないかなと思っております。それで、これも、大きくなったり小さくなったり、今後もしていくんだろうなということなので、これだけの需要でいくと、20名ぐらいの規模の寮を建てるということになるのかなと思えますけども、この高校の寮に関しましては、島根県では、お金を出さないということになっておりますので、どこも高校のある自治体は全て、自治体側が、基本的には一般財源で建ててるとというのが現状でございます。ですので、ひとつがどれぐらいの大きさのもの、それと、中央高校のカヌー部の部員に特化したものにするのかということと、あと財源、どういうふうなお金の財源を持ってくるのかという、この2つが主なポイントになろうかと思っております。それで、先ほど来、おっしゃっていただきましたように、島根中央高校のカヌー部の部員だけではなくて、美郷町にある程度の日数滞在をして、ここで活動を行うという需要は、幾つか考えられるものと思っております。麻布大学の学生でいえば、もう1週間前後滞在するケースというのは結構ありますし、今年は、論文を書くために、5名の麻布大学生が、2カ月から3カ月程度を美郷町に滞在をしてくれているというふうに認識しております。先ほど、同志社大学のカヌー部の部員さんたちが、たしか16名から7名ぐらいだったと思えますけども、4日間滞

在をして、合宿をされているというようにですね。合宿をされるような需要というのはある程度あるんだろうなと思います。それと、滞在人口・活動人口という面でいきますと、今年は、例えば広島修道大学、広島経済大学、東京経済大学、千葉商科大学、たくさんさんの大学から美郷町に来てしばらく滞在をされているようなケースもありますので、どこまでの需要を見込むかというのは別にしても、主に高校生、大学生を中心にして、しばらく美郷町に滞在をして、美郷町の中で活動して、美郷町の地域の活性化に何らかの好影響を与えるような、そういうふうな需要というのは、見込めておりますので、私自身としては、決めるわけでもありませんし、当然、予算が伴うものですから、議会に対して提示をして賛成をいただかないと前には進めない話ですけども、高校のカヌー部の寮というよりももう少し幅広い需要が取り込めるような合宿場のようなコンセプトのものが検討出来ないか。それと、その際に、財源のところがですね、どういうふうな財源を持ってこれるのかというところは、もう一つ知恵を絞らなきゃいけないかなと考えておりますので、出来ましたら、来年度1年間、そういうふうな調査費用を計上させていただいて、検討させていただければなというふうに考えております。

●原議長

8番、藤原議員。

●藤原修治議員

4日前から同志社大学合宿に来ております。私、昨日ね、行きました。お話をさせていただきました。中央高校の女性監督も来ておられました。同志社大学の子どもさん方が、今言われたように14、5名だったかな。それと、中央高校のカヌー部の子どもさん方一緒になってですね、本当に、こう行ったり来たり行ったり来たり、それを女性監督がですね、マイクを使ってですね、かなり喝を入れながら、練習されてましたけど、その時にですね、私、その方とお話をしたときにですね、合宿施設があればですね、絶対、この施設だったら、人来ますよということはね、もう自信を持って昨日言われたんですよ。それで、先ほど町長言われたようにですね、やっぱり合宿という機能があればですね、かなり呼べると思うんですよ。ぜひともですね、これ、私本当ね、昨日確信しました。検討していただきたい。それと、あの施設がですね、もう絶賛されてました。昨日寒かったですよね。小雪が降ってました。生徒さんはね、ウエットスーツ来てきてるんで、顔は温かいんですけど、手は素手なんですね。これ、何で手袋してないんですかって言ったら、やっぱり感覚が狂うから素手やるんだと。もう手が本当に冷たいという中でですね、でもあの建物は、木造出てきとるということで、非常に温かみも感じるし、実際、暖かいということもね、昨日、お話をお聞きしまして、いい施設が出来たなということもね、確信いたしました。それで、今、町長、施設についてのことをですね、予算的なこともありますんで、来年度、検討したいということも言われましたけど、もう今年度からでも取りかかってですね。がんがん進めるべきではないかと。私昨日ね、同志社大学の子どもたちあるいはその先生方と話をしたときにですね、強く思いましたので、是非ともですね、この施設の設置、寮機能も備えたそういったものをぜひとも、設置すべきやに思います。再度、町長、どのようにお考えでしょうか。

●原議長

番外、町長。

## ●嘉戸町長

ありがとうございます。直接、学生さんにも、聞いていただいたということで、生の声をお聞かせいただきましてありがとうございました。私も、中央高校のカヌー部の大会はできるだけ足を運んで見るようにしておりますし、いろいろな声を直接聞いたりもしております。また、中央高校の生徒たちが大活躍するもんですから、大学にも、強豪校に、かなりここ数年は進学をしております。同志社大学も何人か行っておりますので、彼らが非常にいい練習競技場なので、ぜひ、このカヌーレでやろうということで、中央高校出身の子が、声掛けして同志社大学のカヌー部が来てるというふうなこともありますので、カヌースプリント競技をやる人間にとって見れば非常に理想的な場所なんだというふうに思っております。主だった競技場が全国に5つか6つぐらいあると申し上げましたけども、比較的寒い地域にもありますので、山形ですとか、石川ですとかというところと比べるとやはり温暖だっているところと、吹きさらしでないって言うところのアドバンテージがありますので、合宿を年を通して合宿ができる環境って言うところは、やはり、アドバンテージがあるもんだというふうに思っております。いろいろ言いましたけども、かなり前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

## ●原議長

8番、藤原議員。

## ●藤原修治議員

前向きに検討したいということで、我々もですね、応援していかなければならないという、私は、思いを持っております。それで、その施設ですね、今まで今日もちょっとね、青パトで立っと思ったらちょっと意見を聞いたんですけど、産業祭あたりやられました。子どもたちも来て運動しております。そういった中でですね、小さなことかもしれませんが喉が渇いた時の水分補給、販売機がないというようなことも聞きました。それから、産業祭あたりでですね、トイレがですね、やっぱ仮設トイレがなかったと。並んでおったと。人がね。いうような声も聞きましたんで、そういった、これは、4番目の質問に、関連するわけでありまして、そういったイベント、野外イベントを使う時にはですね、そういったことも考慮していただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。このたびは、今日は、カヌーのことについて質問をいたしました。町長、町の強み、イノシシ、美郷バレエ構想、そのことによってですね、麻布大学がやってきてくれました。また、バリとの交流、バリの町条例が出来ました。ガムラン楽団も出来たり、あるいは子どもたちがですね、定期的にバリに出向いて、国際感覚を養うと、そういった場も出来たわけでありまして、ちょっとカヌーがですね、遅れをとるとるなという思いを持っておりますけど、このたび、施設が出来ましてですね、いっきに何かすごいことになるんじゃないかと、予感を持っておるわけでありまして。町長はですね、座右の銘、細心かつ大胆にということ物事を進めるんだということでありまして、細心さもいいんですけどね、やっぱり石橋をこうたたいてばかりおってもですね、なかなかこう人口減少あたりは突破出来ないという面もありますんで、今年の施政方針でですね、述べられましたね。細心かつ大胆に、アニマルスピリッツを發揮していろいろな事にあたっていくんだということをおっしゃられました。今年も1年終わる

うとしてます。江の川、中国地方での一番の大河、中国太郎、それを堰き止めとる浜原ダムの上流にですね、こういったすばらしい施設が出来たわけでありまして、町の強みをいかした取組みをですね、アニマルスピリッツを発揮して、大胆にですね、進めていただいて、町づくりを押し進めていただければということをお願いいたしまして、質問の方を終わらせていただきます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。おっしゃられるように、カヌーというのは美郷町にとっての大きな強みだと思っております。また、歴史も、前回のくにびき国体の時から、島根県の中でスポーツとして地域に定着したのは、横田のホッケーと、美郷町のやはりカヌーではないかというふうに思っております。これは、大学の話が、本日はメインになりましたけども、例えば、邑智中学校のカヌー部は、島根県で唯一カヌー部のある中学校です。4人に1人以上はカヌー部員なんですね。ということはもう一番人気の部活動なのが、邑智中学校のカヌー部ということでもありますし、この部活動の地域移行ということが、来年度から本格化していきますけども、このカヌーも地域移行の方向で、今検討が進められているというふうに聞いております。何が言いたいかって言うと、実は、大和小学校の子どもの中で、中学校でカヌーをやりたいっていう子がいるらしいんですね。となりますと、邑智だけじゃなくて大和の子ども、カヌーを日頃から親しんでいる子どもたちが、カヌーをやりたいって子がたくさんおりますので、町の活性化のためにも、また子どもたちが地域のスポーツとしても認識してくれてる、そして地域の皆さんも、浜原カヌー太鼓、長年やっていただいておりますし、昔はカヌー駅伝が、浜原から吾郷まで、地域の皆さん総出で盛り上げていただいていたりとかですね、地域の皆さんも、潜在的には、このカヌーというものを地域で盛り上げていこうという機運があるもんだというふうに思っております。今日は発破をかけられたというふうに思っておりますので、とはいえ、お金もかかる話ですから、しっかり、検討をスピード感を持って行っていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

●藤原修治議員

これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

●原議長

藤原修治議員の質問が終わりました。

ここで10時35分まで休憩といたします。

(休憩 午前 10時21分)

(再開 午前 10時35分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告2、5番・中原議員。

## ●原議長

中原議員。

## ●中原議員

5番、共産党の中原でございます。通告書にしたがいまして、質問をさせていただきます。過疎債について質問をさせていただくわけですが、私は本来、過疎ということについてですね、あんまりいい印象を持ってこなかったと。過疎自治体っていうのにも余りいい響きは感じておりませんでした。ところが、私いろいろ資料を見ていく中でですね、全国の過疎自治体の連絡会というのがあって、その決議の中にですね、こういう文章があったんですね。過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など、多大な貢献をしていると。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは、過疎地域の住民によって支えられてきたものであると、こういうくだりがあるんですね。これは私、大変気に入りました、過疎債についての質問をする意義をですね、感じたところであります。通告書に従って質問します。私が過疎債に注目することになりましたのは、この1年、これ1年って書いてありますが、いろいろ調べて振り返ってみましたら2年余りですね。これの2年余り、町が補正予算に計上した事業で、比較的大きな事業、具体的には、カヌー艇庫の建設、粕淵中心街活性化事業、ゼロカーボン農業モデルなどですね。億単位の予算を計上したものが、いずれも過疎債を財源としているということでした。幾ら町の負担がですね、過疎債の30%ということであったとしても、億単位だと、積み重なるとどうなるんだろうと、こういう懸念を持ちました。過疎債は、正式には過疎対策事業債と言われるもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これは過疎法と言いますが、これに基づいて措置されるものであります。この法律は、1970年ですから、54年前ですか。に制定されました、以後、4回にわたって改定が行われました。いずれも全会一致、議員立法として、支援策が拡充されてきました。たしか最初はですね、過疎債というのは、ハード事業ですね、道路を建設したり、建物を建てたり、そういうことのみ使われてきたんですが、たしか7年前だったと思いますけども、ハード事業にも使えるということで大変使い勝手のいいですね。債権になっております。一番新しい過疎法の制定は、2021年ですから今から3年前になると思います。一般質問のテーマに、過疎債を取り上げようと準備を始め、美郷町過疎地域持続的発展計画、これは、過疎債は、この計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債、こういうことも確認をいたしました。この美郷町過疎地域持続的発展計画というのは、大変分厚いものでありまして、72ページに及ぶ計画書でですね、この中には、町政の課題について、現状と問題点、その対策、計画について、きめ細かく記載をされております。町の多くの施策がですね、この過疎地域持続的発展計画の中に盛り込まれております。さらにですね、令和5年度会計についての決算審査意見書、これは監査委員さんが出されるものですが、この中にはこういう記述があることも発見をいたしました。令和5年度決算は、カヌー競技場の整備やファミリー向け住宅建設事業、商業活性化賑わい創出事業等重点分野での積極的な大型の新規事業により、予算規模が拡大し、地方債の現在額も増大し、元金償還が始まる数年後には、一般財源を圧迫するものと思われる。途中抜きますが、起債事業

に係る起債の償還や、地方債残高等の推移を注視しながら、将来世代への負担を考慮するなど、引き続き適切な起債発行に努められたいと、こう監査委員さんが述べておられるんですね。このことは、過疎債というふうには明記されておりませんが、私の過疎債に対する懸念といいますか、心配と言ったほうがいいかもわかりませんが、合致するものでありまして、大変重要な指摘と思われまます。断っておきますが、私は、過疎債という制度には賛成であります。これがなくしてですね、過疎自治体での事業の推進はほとんど出来ないと言ってもいいぐらい財政の貧困な自治体にとっては、非常に大事な財源になるというふうに考えております。そこで、次の事項について質問いたします。1つ、過疎対策事業債について、町の評価、活用方針について伺います。2つ、現時点での活用実績について伺います。その1、件数はどのぐらいの件数に使ってるんでしょうか。2つ目に、適用された金額は幾らぐらいになるんでしょうか。3つ目に、町が償還ですね、償還期間は据置き期間を含め12年間で返すことになっておりますが、金額の総額は幾らですか。償還計画をお示してください。3つ目に、今後、活用を計画している事業は町の計画に記載されているもののうち、主なもの・予算規模はどうですか。このことについてもお答えをお願いしたいと思います。4つ目に、次にあげる事業に、この制度を活用することは出来ませんか。1つ、ファームサポート美郷の体制を強化し、耕作放棄地化することを未然に防止するため、畦畔の草刈りなど、従来出来なかったことを含めて、ファームサポートが準備できるように、取り組めるように支援をしていただきたい。2つ目に、集落の少子高齢化により集落機能が果たせなくなる状況下で、この計画の中には、地域活動コーディネーターの配置ということが、あげられているんですが、これと合わせてコーディネーターの配置だけではなくて、公民館主事の正職員化と地域ボランティア活動に対する支援、もちろん車代なんかも含めてですね、制度化することをお願いします。以上を過疎債につきまして、大きく4項目について、お伺いしたいと思います。

#### ●原議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

それでは、中原議員の過疎対策事業債についてのご質問にお答えをいたします。1点目の過疎対策事業債への、町の評価、活用方針についてですが、まず、過疎対策事業債は、過疎法により、過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められた地方債です。総務大臣が各都道府県に同意等予定額を通知をし、知事の同意により発行が可能となります。事業費に対する地方債の充当率は、一部の事業を除き100%であり、その元利償還金に対し、70%が普通交付税の基準財政需要額に算入をされます。つまり、町が実質負担することとなるのは30%、事業費の30%ということになります。過疎対策事業債は、道路や上下水道、学校の再編に伴う校舎などのインフラ整備、観光・リクレーション施設、公民館、その他の集会施設など、人口減少と高齢化が進展する過疎地域の再生や施設等の再編の目的で幅広く活用が可能な地方債となっています。一般的には、先ほど述べましたように、ハード事業に充てられるものですが、平成22年の法改正時に、新たにソフト事業への充当が可能となりました。総務省通知では、充当できるソフト事業について、市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、生活保護と法令に基づき負担が義務づけられ

ている経費や、地方債の元利償還に要する経費を除き多様な目的に使用することが認められています。このことから、本町のような財政基盤の脆弱な典型的な過疎地域にとって、過疎対策事業債は、非常に有益なもので、行財政運用上の欠かすことの出来ない重要な制度であると捉えています。なお、私は、島根県過疎地域対策協議会の会長を仰せつかっており、県とともに、県内市町村を代表して、過疎債の対象事業の拡大や、年々高まる需要額に対する予算総額の拡充等を国に対して要望活動を行っております。過疎対策事業債の活用方針につきましては、現行の美郷町過疎地域持続的発展計画に掲載しました事業の予算化にあたり、国費や県費、その他の利用可能な財源を探した後、最終的な判断として過疎対策事業債を用いることとしており、安易に過疎対策事業債ありきでの事業を行う考えはありません。次に、2点目の現時点での活用実績についてですが、現計画期間の中で、決算を終えた令和3年度から令和5年度までの3カ年で、延べ99事業に充当し、借入金額は19億3390万円となっています。償還期間は、借入年度の翌年度から12年間で、元金の据置期間が3年間となっておりますので、令和7年度より元金の償還が始まり、ピークとなる令和9年度から令和15年度までの間、各年度約2億2000万円の元利償還が続きます。3点目の今後、活用計画している事業についてですが、令和7年度には、継続事業として、都賀・長藤地域公民館整備事業や、ファミリー向け移住住宅（サステナブルハウス）建築事業などを予定しています。なお、予算規模につきましては、現在、編成作業中であり、まだ確定をしておりませんので、差し控えさせていただきます。4点目の議員があげられました事業に過疎対策事業債を活用することが出来ないかというお尋ねでございますが、過去の様々な答弁の中でも申し上げましたとおり、財源のいかに関わらず、そうした考えはございません。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

ありがとうございます。これから残りの時間でですね、少し細かいことを聞かせていただきたいと思っております。最初に過疎債というもののしくみについて伺いたいのと思いますが、私の承知してる範囲以内ですと、過疎債が認められるのは、町で作った過疎地域持続的発展計画ですね。これに乗っかっているかどうかということが一つと、もう一つはですね、計画に乗っかっているかどうかということと、それから、規模ですよ、そういうものが挙げられてると思っておりますが、過疎債を受けるためのですね、手続について、ご説明いただきたいと思っております。どういう手続が必要なのか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

お答えをさせていただきます。まず過疎対策事業債、過疎地域持続的発展計画に計上してあるということが条件となります。それから手続きという話ですけれども、予算の方に計上しました事業に対して、例年、4月の下旬から5月の中旬ぐらいにかけて、島根県を通じて国のほうに起債計画というのを提出をさせていただきます。それに対して国・県からのヒアリングを経まして、同意をいただき、その同意に対して起債の協議をし、同予定額に基づいて起債を発行すると、こういった流れになります。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

ありがとうございました。この一つのですね、条件ですね、これはこの町で作った過疎地域持続発展計画、これは町で作ったものだと思うんですが、これに乗っかってるかどうかということが、一つの重要な条件になってると思いますけども、持続的発展計画ですね、これはあれですかね、無条件で町がつくったものは、そのまま認められるということでもいいんでしょうかね。国が審査をして、これは駄目、あれは駄目ということにはならないのでしょうか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

過疎地域持続的発展計画ですが、これは、当然、議会に対して議決が必要なんですけれども、その前提として、島根県の方に、この計画を事前に協議をいたします。そこで、県の方でも計画がございますので、それと照らし合わせた中で、協議をいただき、県のほうで特に問題ないということであれば議会のほうに提出をさせていただいて、議決をいただき、それを国に対して提出をするという流れになります。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

県と事業について協議をしてということなんですけど、これまでの中でですね、町が出した計画について、これは駄目というふうになったようなものはないんでしょうか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

すみません。計画の内容というのは基本的には、企画推進課の所管にはなるんですけれども、基本的に県に対して事業の協議をするわけではございません。計画の中の課題とその対応方針等を協議をして、その内容について、こういった個別の事業が、オッキーですとか、駄目ですとか、そういう話はないです、基本的には。それで、前回のこの過疎地域持続的発展計画を作成した時に、私ちょうど企画推進課のほうにおりまして、この計画のほうを担当しておりましたけれども、県のほうから、この計画に対して、特にこういったところを見直さなさいといったようなお答えはいただいておりません。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうしますと、町で作った計画をですね、県に出すと。県でそれを見るんだけれども、特別、これは駄目とかあれとかっていうことは、これまでもなかったし、余り考え

られないと。そして、県が審査したっていいですか、見て、特別意義がなければそれを国に上げて、これが認められるということふうに理解していいのかどうかということですね。計画は5年間の計画ですから、その途中でですね、この計画には載せなかったけど、もっとこういうことをやってみたいと。やらなきゃいけない必要が生じた。そういう、この発展計画に載せられていないものですね、新たな事業に過疎債を充当したいというふうに考えた時には、これが駄目とかそういうことになることはないんでしょうか。それは、町の判断で、事業を追加したりできるんでしょうか。

●原議長

番外、企画推進課長。

●行田企画推進課長

ただ今のご質問ですけれども、事業5カ年の事業計画につきまして途中で変更がございます時には、各課から協議をいただきまして計画変更ということが出来ます。変更の際には、当然議会のほうにもお諮りしまして、承認をいただいたものを、国のほうへ提出する形となっております。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうすると、計画にないもので必要が生じた場合は、庁内で議論をして、議会の議決を得て変更を申入れてそれが認められると。こういう手順をとるわけですね。分かりました。それで、そうしますと、この計画にないものでも、計画年度の途中でですね、新しい事業なり、そういうものに過疎債を充当するということは、条件としては可能だということに理解してよろしいですね。それで、そうした場合にですね、町が過疎債を認められる場合のですね、割当額というんですかね、限度はあるんでしょうか、ないんでしょうか。あるとすればどういう限度なのか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

質問についてお答えをさせていただきます。まず、途中で変えられるのかっていうお話のところなんですけど、先ほど企画推進課長が申しましたように、計画の変更について、議会のほうに提出をいただき、同意を得ましたら、変更が出来ます。それで、過疎債の限度額というお話がありましたけれども、これはですね、過疎ソフトについては、限度額がございます。具体的に、限度額について申し上げますと、例えばですけれども、令和6年度の過疎対策事業債のソフトの限度額は9740万円。これ地方交付税の算定となります基準財政需要額というものが計算の根拠になっておりまして、ちょっと計算が必要なんですけれども、スタートした時に大体1億1000万、平成22年度ぐらいだったと思いますけれども、私の記憶ですと1億1000万ぐらいからスタートして、年々下がってきておって、9740万。ちなみに令和5年度は9940万、令和4年度が1億200万、令和3年度は1億430万といった形で、だんだん年を経るごとに下がっている状況です。以上です。

●原議長

2番、中原議員。

●中原議員

今、年度ごとの限度額というものを示していただいたんですが、私、予算資料ですかね。ちょっと資料がすぐ出てこないんですが、見ますとですね、今おっしゃった限度額を超えて計画されているように私は受け止めたんですが、正しいかどうかも含めて教えていただきたいんですが、例えば令和3年度はですね、平成3年度は、ハードが6億510万円、ソフトが1億500万円、合わせて約7億円になってます。それから、令和4年度について言いますと、ハードが4億1600万ですね。それソフトが9900万と。令和5年度に至っては、ハードは15億1190万円と。それから、ソフトが1億9820万ということで合わせて16億になるんですけども、これは、今おっしゃった限度をはるかに超えてると思うんですが、これは、私の認識が違うんでしょうかね。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

今のご質問ですけれども、私、今答えをさせていただきましたのは、過疎対策事業債のソフト事業分についての限度額というお話をさせていただきました。ハード事業につきましては、そもそも限度額という考えがございません。国の予算の配分の中で、割当てられる中で、使わせていただくという形になるんですけれども、それで、過疎債のソフト事業なんですけれども、先ほどの回答のところの一つ漏らしましたけれども、最大で発行限度額の2倍を発行するということが制度としては可能です。しかしながら、今ですね、全国的に過疎のハード事業の要望が膨らんでおりまして、現実問題として、過疎ソフトを限度額を超えて発行ということが、ここ近年、叶わない状態ということになっております。ですので、今、ご質問のありました限度額を超えているっておっしゃいましたけれども、その予算を立てる段階では、令和3年度とかであれば限度額を若干超えているんですけれども、限度額超要望できるっていう制度がございましたので、そういった予算の組み方をしておりますけれども、実際の決算では、限度額の範囲内で発行しているという形になります。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

ちょっと基本的なことでお伺いしておきたいと思うんですが、過疎の定義ですね、過疎の定義には2つの要因があって、人口要件と、それからもう一つは、財政力指数と、この2つが過疎だというふうに定める時の要件になってるようなんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。人口要件、それから財政力要件と。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

基本的にはそういった認識でよろしいかと思います。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

次に過疎債と交付税の関係についてお尋ねしたいんですが、過疎債のうち30%が町が負担して償還しなきゃいけないと。残りの70%は、交付税含めて還元されるという書き方をされてるんですけども、そういう理解でよろしいのかどうかということですね。その際に、過疎債の70%部分を交付税に持っていた場合ですね、もともとの交付税の、もともと割当てられた交付税の枠の中で過疎債を考えていくってということなんですかね。ちょっと分かりにくいですかね。

●原議長

もう一度質問を分かりやすく要点を申し上げてもらえませんか。

●中原議員

要するにですね、過疎債のうち30%は町の負担になりますよと。70%は過疎債のところに振り当てますよというふうになってるんですが、過疎債のところに振られている70%部分っていうのは、もともとの過疎債のですね、うちで処理されるのか。それとも、もともと美郷町に割当てられることになってた過疎債の外に追加されていくのかですね、そこんところを確認したいです。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

回答させていただきます。交付税の中の答弁書の中では、基準財政需要額という表現をさせていただきました。この基準財政需要額の中に、費目がございまして、公債費という費目がございます。これは、町のほうが、地方債を発行してそれに対する償還に充てられるものに対してついてくるもので、過疎対策事業債につきましては、実額算入というのがされますので、毎年、元金で幾ら、利息でこれだけ返します。これに対して1000円未満は切捨てになるんですけども、その70%が地方交付税に確実に算入をされるということで、枠の配分の中ということではなくて、実際に返す金額に対して計算をされて交付をされるものですので、枠という考え方は当てはまらないのかなというふうに思います。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうしますと、過疎債を借りて70%っていうのが発生するんですけども、それによって、美郷町に本来割当てられる交付税の額が減るということはないというふうに思っています。そういう確認でよろしいのかどうか。

●原議長

番外、会計課長。

## ●森原会計課長

交付税の仕組みとはまた違いまして、交付税っていうのは、算定をする基礎になるものがありまして、例えば人口ですとか、それから道路の延長だとか面積だとか、そういったもので算定をされます。今おっしゃられる過疎債については、申しましたように、実際に償還をする元利償還金に対して、70%を計算をして算入という形になりますので、当然、過疎債を返す金額が多い年は、その部分は増えます。その地方債元利償還が減ってくれば、その部分も下がるという。実際に、返還をする金額に変動して、上下をするというような形です。以上です。

## ●原議長

5番、中原議員。

## ●中原議員

過疎債の仕組みについてはですね、取りあえず私が疑問に思った点については、説明していただきましたんで、次に活用実績の関係についてはですね、移らしていただきたいと思いますが、私が、この過疎債問題を取り上げることになったのは、令和3年、令和4年とですね、7億、5億ですね、ハードとソフト合わせて行ったんですが、令和5年になりますと、この合計が16億ぐらいになってるんですね。予算に占める割合で見ましても、令和3年の場合は7.6%、令和4年の場合は5.4%、ところが令和5年になりますと、17.4%で、3倍近くになってると。それから令和6年度ですね、ちょっと下がりましたが、それでも9.3%ということで、従来の過疎債の予算に占める割合からすればですね、令和5年度はちょっと飛び抜けているし、その飛び抜けた分が、令和6年度にも規模は違いますが、ちょっと引き継いできているのかなという感じを私は受けたんですが、そういう理解でいいのか、どうか。

## ●原議長

番外、会計課長。

## ●森原会計課長

お答えをさせていただきます。一般質問の答弁のほうで報告させていただきましたのは、決算のお話でございます。今、議員がおっしゃっておられるのは予算ベースの話です。事業というのは、当該年度に終わらなければ、繰越をするというようなことがございますので、今、お答えになっている数字と、こちらがお答えをした数字っていうのが、全く合致をしていないっていうのはそういったことになります。それで、その予算の中に、過疎債が占める割合っていうような考え方をおっしゃられましたけれども、予算の中に占める過疎債の割合というような考え方は、うちのほうでは持っておりませんで、予算に占める地方債の割合っていうのは、当然、考えております。地方債は過疎対策事業債だけではなく、辺地対策事業債ですとか、緊急防災減災事業債だとか、そういったものもございまして、当然、交付税で本来措置されるべきものである臨時財政対策債なんかもございまして、そういったものを含めての予算に占める割合という考え方は持っておりますけれども、予算全体における過疎債が何%っていうところについては、そこにフォーカスは、正直申し上げますと、してはいないです。ただし、やはり、そのパーセントというよりも、予算の中に占めるといいますか、地方債の借入、発行額ですよ。発行予定額、これについてはやはり注視をしていかないといけないのかなというふうな

認識は持っております。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そこは分かりました。理解出来たと思います。しかし、この令和5年度予算ベースですね、これだけの額、これだけの割合になったっていうのは、私から見るとちょっと、それまでのですね、令和3年、令和4年に比べると異常な数値だというふうに思えるんですけども、そうでないかどうかということと、実際には決算の段階ではこれは5億何千万減ってますよね。当初予算から見るとですね。それは、どういうものが減ったのか分かりますでしょうか。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

お答えをさせていただきます。令和3年度、4年度、過疎債が少なかったというのは、新型コロナウイルスの影響が少なからずあったのではないかなというふうに思っております。それから、令和5年度の5億近く減っているということでございますけれども、これは例年4月ぐらいのところで臨時議会を開かせていただいたときに、繰越計算書について説明をさせていただきますけれども、令和5年度につきましては、カヌー競技場、カヌーレ IMAI について、6年度へ繰越しをさせていただいております。それから、例年、道路事業についても、幾らか繰越をさせていただいております。そういったものの積み重ねが、5億というところで、お捉えをいただければというふうに思います。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

最初ですね、時にも発言さしてもらいましたが、私は過疎債というのは非常に大事な制度だと思ってるんですね。これなければですね、美郷町のような財政力の弱いところは立ち行かないというふうに思ってますから、この過疎債自体には、私は全く賛成です。私が心配をしますのは、この額がですね、ちょっと異常に膨らんでくると。例えば、これは予算ベースだけ見ますと、さっきも言いましたように3倍ぐらいになると。こういうことが続くとですね、これはいくら過疎債のうち7割はですね、国が負担すると。3割だけが町の負担になるというふうに言ったとしても、積み重ねるとかなり大変なことになるんじゃないかという、そこが私の危惧でして、過疎債発行の町がですね、過疎債を利用する場合の限度額としては、どの程度のことを考えておられるんですか。町としての限度額の考え方ですね。

●原議長

番外、会計課長。

●森原会計課長

町としての限度額とおっしゃいますと、なかなかお答えをするのが難しいんですけれ

ども、計画の中で計上しました事業を推進していく上で、これは、この年度にやらないといけないということがございますれば、他を優先してでもやらないといけない。これがまさに令和5年度のカヌーレがそうだったと思うんですけども、こういったこともありますので、町の中での限度額を幾らにしているのかっていうところは、非常にお答えがしにくい部分であります。財政サイドとしては、大体このぐらいのものになるというのっていうのは、予算編成方針の中では示させていただいておりますけれども、町内で協議をする中で、なかなかそういった形にはならず膨らんでいるっていうのは事実としてはございますけれども、そういった回答になりますけれどもよろしいでしょうか。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

今、お答えいただいた中でですね、会計を主管する会計課の考え方としては、およそこのぐらいがね、限度ではないかという考え方はあるんでしょうか。あるんですが、その金額は、言いにくいということでしょうかね。

●原議長

番外、副町長。

●山根副町長

町として一律的な限度額というものは考えてはおりません。その年のですね、いろんな事業に見合ったですね、限度額といいますか、どのくらい使えるかっていうところはしっかりと考えて事業をしております。先ほどおっしゃいましたちょっと異常じゃないかというふうにおっしゃいましたけども、これは異常だというふうには考えておりません。令和5年度、6年度、予算総額としても大きくなっております。通常60億から64億の予算が70億ちょっと超えた予算にはなっておりますので、そうした大きな事業がある場合はですね、どうしてもいろんな先ほど町長答弁で言いましたように、いろんな財源を確保するように、国の予算であるとか、県の補助金であるとか、いろんなものを引っ張ってくるように努力をしております。それでもやはり大きな事業については、そうした部分でも賄えない部分、そうした部分について、過疎債を使っているというような考え方を持っておりますので、これが異常だというふうには考えておりませんし、またある程度、議員がご心配なのは、先ほどおっしゃったように、過疎債どんどん発行して将来的な町の財政が困ってくるんじゃないかというご心配だと思いますけども、そうした面では、実質公債比率というようなものをですね、見たりしながら、そのバランスを見ながら事業を考えていくという考えで、進めております。以上です。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

そうすると、私が見た範囲内で言いますと、令和5年度の16億ですかね、この過疎債の額というのは、これはちょっと多いんですけども、異常とか、町の基準からはみ出しているとか、そういう考え方はないということですね。必要な事業として計上したという理解でよろしいんですかね。分かりました。その場合もですね、さっき言いましたよ

うに、先ほど質問しましたように、過疎債を活用すると、その3割は町の負担として積み重なっていくということで、これも答えもいただいているんですが、そうなった時にですね、これは例えばですね、令和3年、令和4年、令和5年度、この3年間で見ると、計画通り使われたとすると28億、これが、令和5年度については、かなり抑制されてですね、当初の予定よりはかなり利用した金額が減っていると思うんですけども、3年間で28億円ということになると、この3分の1だから9億ぐらいをですね、町が負担しなければいけないと、こういうことになってくると思うんですけども、そういうものは、かなり財政を圧迫するとか、さっきの監査委員さんの報告ですかね、ありましたように、後年度において、町民のですね、負担にはね返っていくんではないかという心配もあるんですが、そのことを考えて、過疎債の発行額について、限度額を決めるというのは、なかなか難しいことなんでしょうけども、事業が優先しますからね。利用の限度についての考え方がもしありましたら、お答えいただければと思います。

#### ●原議長

番外、町長。

#### ●嘉戸町長

多分、過疎債に対するご認識、もう一度、お調べになったほうがいいと思います。それで無計画にポンポンお金を借りてるわけでもありませんし、先ほどの9億という数字がどういう数字かわかりませんが、当初予算で立てた過疎債でこれぐらい起債したいというのに対して、先ほど会計課長がお答えいたしましたのは、その年度では使わずに翌年度に繰越したものがあつたということなので、借金だけが増えたようなご理解されておりますけども、そこは間違いです。それと、健全性のことをおっしゃってるんだと思いますけども、先ほど副町長が言いましたように、実質公債比率ですとか、そういった財政の健全性を図るような指標っていうのがありますので、それを見ながら、増えたから大変だとか、減ったからいいんだっていうような目先の右往左往ではなくてですね、ちゃんと総額としては、どれぐらいの健全性を保っているのか。今、美郷町としては、様々な健全性をあらわすような指標では、全て健全な形で財政運営をやっておりますので、その中で、手足を縛るような、幾らまでならいいとかっていうふうなやり方というのは現実的じゃありませんし、全国の自治体全てが、そういったふうなやり方をやっておりませんので、もう一度しっかりお調べいただければなというふうに思います。

#### ●原議長

5番、中原議員。

#### ●中原議員

私も最初申し上げましたように、過疎債の制度は非常に重要で、町にとってなくてはならない制度だというふうに思っています。しかし、これは監査委員さんも心配しておられるように、このことがどんどん膨らんでいくと、将来負担の問題でですね、町民の負担になりかねないという心配をしておられるわけで、そこんところをですね、私もその点は同感ですので、今回の質問に取上げさせていただいたわけです。そういう点でですね、私も事業のほうを優先するわけですから、年度ごとに限度額ということはなかなか言いにくいんだと思うんですけども、過疎債を無制限に頼るっていうことはもちろん、

町でも考えておらないと思うんですが、一定の限度ですね、限度っていうと、へんですけども、一定の目安みたいなものはですね、持って対応していかれないと、大きな事業がどんどんかさんでいくと、例えば、令和5年と言いますと、1番大きかったのは、カーニブ会場のですね、約9億ですね。それから、賑わい活性化の約1億、こういうところが代表なものになるわけですけども、こういうものが重なってきますとね、やっぱり町民の皆さんの心配になると。監査委員さんも心配しておられるように、将来負担につながりかねないという心配があるということで、私も質問させていただいております。最後になりますが、今後ですね、過疎債を利用して、実施をしたいというふうに考えておられる事業が、現時点であるのかどうか、その点をお願いします。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

先ほど来、説明しておりますけども、健全性に配慮しながら、過疎債を活用しておりますので、先ほど引用されました、議員が引用されました監査委員の中にもですね、将来世代への負担を考慮するなど、引き続き適切な起債発行に努められたいという表現なんです。ということは、今までも、適切な起債発行やってるから、同じようにやってくださいっていうことなんです。だから無計画に、どんどん過疎債を発行しているからやめなさいっていう話じゃないと思います。それををはかるのは、限度額を決めて抑制するっていうふうな硬直的な財政運営ではなくて、実質公債比率のような、健全性をあらわすような指標がありますので、しっかりそれを見ながら、これまでも発行しておりますし、今後も健全性のところは、しっかり配慮して行っておりますし、監査委員の方にも、今までもしっかり健全性を見ながらやっているの、引き続き、将来に禍根を残さないようにやってくれというご指摘ですので、今財政が、大変なことをやってて、このままいったら大変だからという脈絡で捉えてらっしゃるかもしれませんがそういう表現は一切されておりませんので、今後も引き続き、そういった健全な財政運営に努めてまいりますというふうに思います。ご質問はなんでしたっけ。今後の事業につきましては、先ほど冒頭でお話ししましたように、来年度の事業としましては、一つが、都賀・長藤地域の公民館の整備事業、それと、サステナブルハウスの建築というところを、来年度の予算に関しましては、予定をしております。

●原議長

5番、中原議員。

●中原議員

時間内で抑えますけども、私も最初に申し上げましたように、過疎債は必要な制度だし、なかなかいい制度だというふうに私自身思っております。しかし、やっぱり額がですね、どんどん膨らんでいくと、全く町民の負担にならないということではなくて、町民の負担がかさんできますので、そこをですね、考慮に入れて運用をお願いをしたいということを、最後にお願ひしまして質問を終わります。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

すいません。繰り返しになりますけども、将来にわたる財政の健全性を一番に置きながら、今も運営しておりますので、引き続き適切な財政運営を行ってまいりたいというふうに思います。

●原議長

中原議員の質問は終わりました。

以上で、本定例会に通告されておりました一般質問が全て終了いたしました。

続きまして、日程第3、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託いたしました案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●原議長

総務委員長。

●牛尾議員

総務委員会総務委員長の牛尾でございます。審査結果についてご報告を申し上げます。総務委員会に付託されました議案第69号、美郷町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号、美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、以上3案件について、慎重に審査を行いました結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。以上です。

●原議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

総務委員長、ご苦労さまでした。

続いて、産業建設委員長。

●原議長

産業建設委員長。

●西嶋議員

産業建設委員会より、委員会審査報告をいたします。付託されました議案第78号、工事請負契約の締結について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。以上でございます。

●原議長

産業建設委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので質疑を終わります。  
産業建設委員長、ご苦労さまでした。  
続いて、予算決算委員長。

●原議長

予算決算委員長。

●山本議員

予算決算委員会の報告をいたします。読み上げて報告といたします。本委員会に付託された下記案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第 77 条の規定により報告します。付託された案件、議案第 71 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 7 号、議案第 72 号、令和 6 年度君谷診療所特別会計補正予算第 1 号、議案第 73 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号、議案第 74 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 2 号、議案第 75 号、令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号、議案第 76 号、令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 2 号、議案第 77 号、令和 6 年度美郷町下水道事業会計補正予算第 1 号、以上であります。

●原議長

予算決算委員会に付託した案件の報告が終わりました。  
質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので質疑を終わります。  
予算決算委員長、ご苦労さまでした。  
日程第 4、議案の討論及び表決を議題といたします。  
初めに、議案第 69 号から議案第 79 号までの議案 11 件について、一括して討論に入ります。討論のある方は議案番号を示してからお願いをいたします。  
まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようですので、討論を終わります。  
続きまして、採決に入ります。  
議案第 69 号から議案第 79 号までの 11 件について、順次採決を行います。  
これらの議案について、各委員会からは、いずれも可決すべきとの委員長報告がありました。  
お諮りします。

初めに、議案第 69 号、美郷町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 70 号、美郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、令和 6 年度美郷町一般会計補正予算第 7 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、令和 6 年度君谷診療所特別会計補正予算第 1 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第 2 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 2 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、令和 6 年度美郷町下水道事業会計補正予算第 1 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、工事請負契約の締結について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員会から発委第 4 号美郷町議会会議規則の一部を改正する規則についてが提出されましたので、上程いたします。

お諮りします。

発委第 4 号につきましては、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

異議なしと認めます。よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

それでは、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●原議長

挙手全員であります。よって発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申出が提出されておりますので、これらの申出のとおり、それぞれの委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認めます。よってそれぞれの委員会付託することに決しました。

本定例会へ付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、令和6年美郷町議会第4回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉 会 午 前 1 1 時 4 9 分)